令 和 3 年 肱 川 上 流 遊 漁 案 内

〒 797―1212
愛媛県西予市野村町野村 12 号４７０番地
肱 川 上 流 漁 業 協 同 組 合
電話：０９０－７６２４－５５５１
事務局　中野

★　漁 期 間・その他（ 令和３年内 ）

対象魚：アユ、アマゴ、ウナギ、コイ

魚　種　等		漁　期　間		
魚 種	漁　法	解　禁　日	漁 終 了 期 間	備　　考
ア　ユ	友掛け・釣り	6月　1日（火）午前5時 9月26日（日）午前5時	9月15日（水）日没 12月31日（金）日没	繁殖保護(産卵期)の為 9 月 16 日～25 日まで 河川全域を禁漁 予定
	なげ網・と網	8月　1日（日）午前5時	9月15日（水）日没	
		9月26日（日）午前5時	12月31日（金）日没	
	瀬張り・さし網・夜川	9月26日(日）午前5時	12月31日（金）日没	
アマゴ	釣　　り	2 月 1 日（月）午前6時	9月30日（木）日没	
うなぎ	釣り・じんど	4月1日（木）午前5時	9月30日（木）日没	全長25ｃｍ以上のみ
その他対象魚	鑑札等級に応じた漁法			
注　　意		保護区等において、立て札等で特定魚種の禁漁、漁法・漁業期間が制限されている場合はその制限に従うこと。		

※日没は、暦等に記載される「日の入り」、日の出も同様に「日の出」の時間とする。

★　遊 漁 料

鑑 札 種 別 及 び 料 金			使　用　漁　具　及　び　漁　法
２ 級	日券	２，０００円	と網、なげ網、栓（じんど）、友掛け、はえ縄（つけ針類）、たも網ほか三級の漁法
	年券	６，０００円	
３ 級	日券	１，０００円	友掛け以外の釣り
	年券	２，５００円	

※　アマゴの網を使用する漁法は禁止する。

☆　友掛けオトリアユ設置所　　１尾　５００円

・　野村町 野　村	つりきち 渡辺	０８９４－７２－３５４０
・　野村町 予子林	澤　井　弘　説	０９０－９５５２－８３１８
・　城川町 嘉喜尾	清　水	０９０－９７７３－３３７４

★　遊漁鑑札についての注意事項

１　遊漁鑑札は、鑑札販売店もしくは肱川上流漁業協同組合事務所（電話予約必要）でお買い求め下さい。遊漁承認証は他人に貸与してはいけません。

＜遊漁鑑札販売所＞
西予市以外：ジャンプワールド土居田店　・　釣具のフレンド（松山店・松前店）
ジャンプワールド大洲店
西予市：道の駅「きなはいや」・澤井弘説（囮あり）・つりきち渡辺（囮あり）
＜惣川：あまご鑑札＞ 澤屋鮮魚 0894-76-0047

２　鑑札には、鑑札販売店が漁業者の住所、氏名を、日券の場合は操業年月日も記載致します。漁業者の皆様は、操業中は必ず鑑札を所持願います。

★　漁具、漁法の制限及び禁止事項

１　瀬張り、やな、刺し網を使用する漁法、また、ヤス、モリを使用する料法を禁止。釣り糸くずを川に捨てることを禁止。
２　アユの空掛け釣りを禁止。（水中のしゃくり掛け、ルアー釣を含む。）
３　水中に電流を通じてする漁法を禁止。夜間に灯火を使用して魚族を追い込み捕獲する漁法を禁止。ただし、「夜川」解禁中の投網、投げ網を投じる場合等の地上での灯火使用を除く。
４　農薬、毒物等を使用する漁法を禁止。
５　ウナギ採捕の栓（じんど）使用は、１人３０本以内とする。
６　全長１５cm以下のアマゴ、２０cm以下のコイ、２５cm以下のウナギの採捕を禁止。
７　と網、なげ網の使用は、どちらかの網を一人一統使用とする。
８　なげ網を５分以上水中に展帳し、潜水もしくは器具等を使用して魚族を追い込む漁法を禁止。また、展帳放置し魚族を採捕する漁法を禁止。
９　網を上下に張り、中にと網を使用しての漁を禁止。
10　保護区での指定以外の漁法、禁漁区での全ての魚族の採捕、漁業行為行使を禁止。

11　鹿野川ダム堰堤から上流 150 メートルの区域内、野村ダム堰堤から上流 500 メートル及び下流 100 メートルの区域内での漁を禁止。
12　朝霧湖において、夜間に船舶を使用し、水産動植物採捕する漁法または行為を禁止。
13　漁場監視員または警察官の指示に従うこと。
14　「漁の期間」「遊漁料」「遊魚鑑札についての注意事項」に記載する事項等に従うこと。

★　遊漁に際し守るべき事項

1　遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁の迷惑となる行為をしてはならない。

★　違反者の措置

1　当漁協の罰則規程に基づき罰則を科すほか、悪質と認められるときは警察等、取締機関に告発する場合があります。
2　罰則を科した場合は遊魚鑑札を没収するほか、以降、当漁協管内漁場での漁業行為を認めない事とします。
3　遊漁鑑札を没収したときは、鑑札代金は返還いたしません。

★　そ　の　他

1　期間中、腕章を付けた監視委員が見回りを致しますので、鑑札証を見やすい場所に付けて漁を行って下さい。

※ 近年、無鑑札の遊漁者が多く見受けられます。発覚した場合、取締機関に告発し、処罰することがありますのでご注意下さい。